

介護老人福祉施設 玉成苑 料金表

令和6年11月1日現在

1、介護サービス費(1日あたりの金額)

項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容
要介護1	670	707円	1,413円	2,119円	ユニット型介護老人福祉施設サービス費(I) 要介護度に応じた基本額が設定される。
要介護2	740	780円	1,560円	2,340円	
要介護3	815	859円	1,718円	2,577円	
要介護4	886	934円	1,868円	2,802円	
要介護5	955	1,007円	2,013円	3,020円	

2、介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算(I)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.14を計算した単位数が加算される。
介護職員等処遇改善加算(II)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.136を計算した単位数が加算される。
介護職員等処遇改善加算(III)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.113を計算した単位数が加算される。
介護職員等処遇改善加算(IV)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.09を計算した単位数が加算される。
介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14) ※令和6年度末まで	現行の3加算の取得状況に基づく加算率

3、その他加算(※算定要件を満たした場合に加算されます)

項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容
初期加算	30	32円	64円	95円	入居した日から起算して30日以内の期間について算定する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。 ※当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の場合は過去1月間とする)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限る。
日常生活継続支援加算(II) ※ユニット型	46	49円	97円	146円	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。 (2)次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者(※)の占める割合が65%以上であること。 (※)日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者 ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。 (3)介護福祉士の数が、常勤換算法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし次のいずれにも該当する場合は7又はその端数を増すごとに1以上であること。 ・業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器(以下「介護機器」)を複数種類使用していること。 ・介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同してアセスメント及び入所者の身体状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 ・介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護専門支援員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。 a.入所者の安全及びケアの質の確保 b.職員の負担の軽減及び勤務状況への確保 c.介護機器の定期的な点検 d.介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

夜勤職員配置加算(Ⅱ)口 ※ユニット型	18	19円	38円	57円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合。
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口 ※ユニット型	21	23円	45円	67円	(Ⅱ)の条件に加えて、・夜間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実施研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1名以上配置し、①②③の場合は、喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けていること。 ※共生型短期入所生活介護を行った場合は算定しない。 ※夜間職員配置加算は併算定不可。
看護体制加算(Ⅰ)口	4	5円	9円	13円	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ)口	8	9円	17円	26円	看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、配置すべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。
外泊時費用加算	246	260円	519円	778円	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。 ※入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
外泊時在宅サービス利用費用	560	591円	1,181円	1,771円	入所者に対して居室における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居室サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。 外泊の初日及び最終日は算定せず、外泊時費用を算定する場合は算定しない。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	43円	85円	127円	・入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況、疾病の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出して、フィードバックされた情報をケアマネジメントへ活用した場合に加算される。3カ月に1回、LIFEデータを提出する。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	53円	106円	159円	(Ⅰ)の条件に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	13円	26円	38円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	22円	43円	64円	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20/月	22円	43円	64円	・個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。 ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直し内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。
自立支援促進加算	280/月	296円	591円	886円	次のいずれにも適合すること。 イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月	4円	7円	10円	以下の要件を満たすこと。 イ 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。 ロ イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ハ イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師・看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ニ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。 ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月	14円	28円	42円	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。
療養食加算	6/回	7円	13円	19円	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したとき。 ※1日につき3回を限度。
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	422円	844円	1,265円	現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が共同で経口維持計画を作成し、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に算定。
経口維持加算(Ⅱ)	100/月	106円	211円	317円	協力歯科医療機関を定め、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であり、入所者の経口により継続的な食事摂取を支援するための会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合に算定
経口移行加算	28	30円	60円	89円	医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起
栄養マネジメント強化加算	11	12円	24円	35円	・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置している事。 ・低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとに栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整を実施すること。 ・低栄養状態のリスクの低い入居者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入居者ごとの栄養状態などの情報を、厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、該当情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
退所時栄養情報連携加算	70/回	74円	148円	222円	○対象者 厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者 ○主な算定要件 ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 ・1カ月につき1回を限度として所定単位数を算定する。 (※)疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)
再入所時栄養連携加算	200/回	211円	422円	633円	厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする者。 ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90/月	95円	190円	285円	次のいずれにも適合すること (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生などの管理に係る計画が作成されていること。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110/月	116円	232円	348円	次のいずれにも適合すること。 (1) (Ⅰ)(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24円	47円	70円	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が80%以上配置されている場合。 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合。 ※上記に加え、サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	19円	38円	57円	介護福祉士が60%以上配置されている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7円	13円	19円	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が50%以上配置されている場合 ②常勤職員が75%以上配置されている場合 ③勤続7年以上の介護職員が30%以上配置されている場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	11円	22円	32円	以下の要件を満たすこと。 イ 排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6か月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する要因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ イの評価に基づき、少なくとも3か月に1回支援計画を見直していること ※排泄支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算不可。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	16円	32円	48円	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。 ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。 ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。 ※排泄支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算不可。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月	22円	43円	64円	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。 ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。 ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。 ※排泄支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算不可。
若年性認知症入所者受入加算	120	127円	253円	380円	受け入れた若年性認知症入所者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	26	28円	55円	83円	視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者(以下「視覚障害者等」)である入所者の数が15以上又は入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が30/100以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置している場合。
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	41	44円	87円	130円	入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が50/100以上である指定介護老人福祉施設において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置している場合。 ※障害者生活支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合にあっては障害者生活支援体制加算(Ⅱ)は算定しない。

準ユニットケア加算	5	6円	11円	16円	<ul style="list-style-type: none"> ・12人を基準とする準ユニットにおいてケアを行っていること。 ・入所者のプライバシー保護に配慮した個室のなすつらえを整備し、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。 ・以下の基準に従い人員を配置していること。 ・日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 ・夜間及び深夜において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置。 ・準ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置。
常勤医師配置加算	25	27円	53円	80円	常勤の医師を1名以上配置している場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100/月	106円	211円	317円	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ※3月に1回を限度
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200/月	211円	422円	633円	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ※個別機能訓練加算を算定している場合は、(Ⅰ)は算定不可とし、(Ⅱ)は100単位/月とする。 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可。
精神科医師による療養指導	5	6円	11円	16円	認知症である入所者が全体の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	211円	422円	633円	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適切であると判断した者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合。</p> <p>※入所した日から起算して7日を限度。</p>
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	4円	7円	10円	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症者の者の占める割合が2分の1以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に該当対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施していること。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	5円	9円	13円	<ul style="list-style-type: none"> ・加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可。
安全対策体制加算	20/回	22円	43円	64円	<p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>※入所時に1回を限度として算定。</p>

ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月	32円	64円	95円	以下の要件を満たすこと。 イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月	64円	127円	190円	・ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100/月	106円	211円	317円	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10/月	11円	22円	32円	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10/月	11円	22円	32円	・第二種協定指定医療機関(感染症法第6条第17項に規定)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5/月	6円	11円	16円	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150/月	159円	317円	475円	(1)事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 (2)認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 (3)対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 (4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可。
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120/月	127円	253円	380円	・認知症チームケア推進加算(Ⅰ)の(1)・(3)・(4)に掲げる基準に適合すること。 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可。
特別通院送迎加算	594/月	627円	1,253円	1,879円	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合

退所時情報提供加算	250/回	264円	527円	791円	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。(入所者等1人につき1回に限り)
新興感染症等施設療養費	240	253円	506円	759円	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症(※)に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 ※現時点において指定されている感染症はない。
在宅復帰支援機能加算	10	11円	22円	32円	別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合する指定介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合。 ・入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ・入所者が利用を希望する指定居宅介護支援業者に対して、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。 ※別に厚生労働大臣が定める基準 ・算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定している者を除く。以下「退所者」)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る)の占める割合が20/100を超えていること。 ・退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
在宅・入所相互利用加算	40	43円	85円	127円	・在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が3月を超えるときは、3月を限度とする。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者であること。 ・在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護視線専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。
退所時等相談援助加算					
退所前相談援助加算	460/回	485円	970円	1,455円	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定する。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く)に入所する場合であつて、当該入居者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
退所後相談援助加算	460/回	485円	970円	1,455円	退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く)に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
退所時相談援助加算	400/回	422円	844円	1,265円	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援サービスセンターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く)に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
退所前連携加算	500/回	527円	1,054円	1,581円	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

協力医療機関連携加算					
令和6年度まで	100/月	106円	211円	317円	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。 協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合 (協力医療機関の要件) ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※上記以外の協力医療機関と連携している場合は、5単位/月
令和7年度から	50/月	53円	106円	159円	
配置医師緊急時対応加算					
早朝・夜間	650/回	686円	1,371円	2,056円	次の基準に適合しているものとして届出を行った指定介護老人福祉施設において、配置医師が施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前6時まで)又は配置医師の通常の勤務時間外(早朝、深夜及び深夜を除く。)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。 ・入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的な状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること。 ・複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。
深夜	1300/回	1,371円	2,741円	4,111円	
早朝・夜間・深夜を除く勤務時間外	325/回	343円	686円	1,028円	
看取り介護加算Ⅰ(1日につき)					
ご逝去日以前31日から45日	72	76円	152円	228円	・常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取りに関する方針を定め、入所の際に入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ・医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ・看取りに関する職員研修を行っていること。 ・看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。 ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けたうえで、同意している者を含む。)であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意したうえで介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意したうえで介護を受けている者を含む。)であること。
ご逝去日以前4日から30日	144	152円	304円	456円	
ご逝去日の前日及び前々日	680	717円	1,434円	2,151円	
ご逝去日当日	1,280	1,350円	2,699円	4,048円	
看取り介護加算Ⅱ(1日につき)					
ご逝去日以前31日から45日	72	76円	152円	228円	・配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当するものであること。 ・看取り介護加算(Ⅰ)の基準のいずれにも該当するものであること。 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可。
ご逝去日以前4日から30日	144	152円	304円	456円	
ご逝去日の前日及び前々日	780	823円	1,645円	2,467円	
ご逝去日当日	1,580	1,666円	3,331円	4,996円	

☆負担割合の1割・2割・3割については「介護保険負担割合証」をご確認ください。

4.食費・居住費(1日あたりの金額)

食事に係る自己負担額	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階	1食あたりの金額 朝食 405円 昼食 480円 おやつ80円 夕食 480円
			①	②		
300円	390円	650円	1,360円	1,445円		
居室に係る自己負担額	ユニット型個室	第1段階	第2段階	第3段階		
				①	②	
880円	880円	1,370円	1,370円	2,630円		

項目	金額	内容
貴重品管理費	1か月 1,000円	保険証等・印鑑・預かり金等を保管管理します。
日用品費	実費	原則、ご家族で必要な日用品を揃えていただきます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種等に係る費用をいただきます。
医療材料費	実費	特別な疾病にかかる医療材料のうち、医療保険の対象とならないものについては費用をご負担いただきます。
教養娯楽費	材料実費	個別に希望するクラブ活動に参加した場合に実費をいただきます。
理美容代費	カット 1,980円	利用時にいただきます。
	カラー 4,400円	
家電持込使用料	1日(1台につき) 10円	ご入所者所有の家電製品を室内で使用する場合、ご負担いただきます。
クリーニング代	実費	施設の洗濯機で洗濯できない物に関しては、外注のクリーニング代をいただきます。
通院送迎費 ☆1	1kmあたり 20円	協力医療機関よりも遠方の医療機関への入院や受診について、施設の車両で送迎した場合にいただきます。
	高速道路・有料駐車場 実費	
	18:00~9:00まで ☆2 実費	
外出等の付添費	交通費 実費	ご入居者の希望・選択に基づく依頼により当施設職員が付き添う場合、交通費の実費と付添いにかかる費用をいただきます。
	付き添い費(1時間あたり) 2,000円	
	1時間を超えた場合30分あたり 1,000円	

☆1 通院送迎費について:当施設の協力医療機関である横須賀共済病院(4.75km)を超える距離につきましては1kmあたり20円かかります。

送迎代が無料となる医療機関	例)送迎代が実費となる医療機関(片道の金額)	
横須賀共済病院、横浜南共済病院、湘南病院	金沢病院、衣笠病院	20円
うわまち病院、聖ヨゼフ病院、神奈川歯科大学付属病院、汐入メンタルクリニック	若草病院、金沢文庫病院、いそがい眼科	40円
里見腎泌尿器科、田浦内科クリニック、秋澤医院、黒坂医院、横須賀中央眼科	こじま脳神経外科	60円
ザ・タワーくまさん整形外科、ふくおか泌尿器科、さくら皮膚科、横須賀自衛隊病院	横浜市大病院	80円
ナーブケアクリニック、倉田耳鼻咽喉科、こもれび皮膚科、佐々木Kクリニック	よこすか浦賀病院	100円
救急医療センター、上野眼科、すぎもとクリニック、若松クリニック 等	久里浜医療センター	200円

☆2 勤務時間外や夜間帯(概ね18:00~9:00の間)に緊急受診する場合又は医療機関から帰苑することとなった場合には、通院送迎費を実費(1回2,000円)にていただきます。
なお、医療機関から帰苑する場合、状況により施設の車両が使用できない時には、外部事業所の車両を使用していただくことがあります。(有料)

1ヶ月(31日間)の費用の目安

負担割合証 1割の方					
介護度	段階	基本サービス費 +加算額	食費・ 居住費	合計	
要介護1	1	29,376円	36,580円	65,956円	
	2		39,370円	68,746円	
	3		①	62,620円	91,996円
			②	84,630円	114,006円
	4		126,325円	155,701円	
要介護2	1	31,983円	36,580円	68,563円	
	2		39,370円	71,353円	
	3		①	62,620円	94,603円
			②	84,630円	116,613円
	4		126,325円	158,308円	
要介護3	1	34,777円	36,580円	71,357円	
	2		39,370円	74,147円	
	3		①	62,620円	97,397円
			②	84,630円	119,407円
	4		126,325円	161,102円	
要介護4	1	37,421円	36,580円	74,001円	
	2		39,370円	76,791円	
	3		①	62,620円	100,041円
			②	84,630円	122,051円
	4		126,325円	163,746円	
要介護5	1	39,992円	36,580円	76,572円	
	2		39,370円	79,362円	
	3		①	62,620円	102,612円
			②	84,630円	124,622円
	4		126,325円	166,317円	

負担割合証 2割の方				
介護度	段階	基本サービス費 +加算額	食費・ 居住費	合計
要介護1	4	58,751円	126,325円	185,076円
要介護2	4	63,966円	126,325円	190,291円
要介護3	4	69,554円	126,325円	195,879円
要介護4	4	74,843円	126,325円	201,168円
要介護5	4	79,983円	126,325円	206,308円

負担割合証 3割の方				
介護度	段階	基本サービス費 +加算額	食費・ 居住費	合計
要介護1	4	88,127円	126,325円	214,452円
要介護2	4	95,949円	126,325円	222,274円
要介護3	4	104,330円	126,325円	230,655円
要介護4	4	112,264円	126,325円	238,589円
要介護5	4	119,975円	126,325円	246,300円

- ・概算表となりますので、おおよその金額となります。(1単位:10.54円)
- ・概算表には「3、その他のサービス」が含まれていませんので、おおよそ別途3,000～5,000円の負担が必要となります。